

瀬戸市告示第114号



瀬戸市議会12月定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月20日

瀬戸市長 川本雅之

1 日 時 令和5年11月30日 午前10時

2 場 所 瀬戸市議会議事堂

## 議 案 一 覧 表

第 6 5 号議案	災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について……………	1
第 6 6 号議案	瀬戸市公民館（14館）に係る指定管理者の指定について……………	3
第 6 7 号議案	瀬戸市下品野地域交流センターに係る指定管理者の指定について……………	4
第 6 8 号議案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について……………	5
第 6 9 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について……………	8
第 7 0 号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	11
第 7 1 号議案	瀬戸市指定ごみ袋の買入れについて……………	25
第 7 2 号議案	尾張東部衛生組合規約の一部変更について……………	27
第 7 3 号議案	指定金融機関の指定について……………	29
第 7 4 号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部改正について……………	30
第 7 5 号議案	瀬戸市新世紀工芸館に係る指定管理者の指定について……………	33
第 7 6 号議案	瀬戸染付工芸館に係る指定管理者の指定について……………	34
第 7 7 号議案	瀬戸市スポーツ施設に係る指定管理者の指定	

	について……………	35
第78号議案	瀬戸市空家等対策協議会条例及び瀬戸市空家 等の適正管理に関する条例の一部改正につい て……………	36
第79号議案	市道路線の認定について……………	38
第80号議案	市道路線の変更について……………	42
第81号議案	令和5年度瀬戸市一般会計補正予算（第8号）…	別冊
第82号議案	令和5年度瀬戸市一般会計補正予算（第9号）…	別冊
第83号議案	令和5年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第2号）……………	別冊
第84号議案	令和5年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正 予算（第1号）……………	別冊
第85号議案	令和5年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第2号）……………	別冊
第86号議案	令和5年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第1号）……………	別冊
第87号議案	令和5年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 1号）……………	別冊
第88号議案	令和5年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（ 第2号）……………	別冊
報告第17号	専決処分の報告について……………	別紙



5年市長提出第65号議案

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣  
手当に関する条例の一部改正について

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当  
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣  
手当に関する条例の一部を改正する条例

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当  
に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第8号）の一部を次のように改正す  
る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において読み替える武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） <u>第26条の8</u> において読み替える <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において読み替える武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） <u>第44条</u> において読み替える <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>

手当を含む。以下同じ。)に関する事項を定めるものとする。

を含む。以下同じ。)に関する事項を定めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (理 由)

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

5年市長提出第66号議案

瀬戸市公民館（14館）に係る指定管理者の指定について  
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 施設の名称

瀬戸市公民館（14館）

2 指定管理者となる団体

瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市公民館協議会

会長 加藤和守

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市公民館（14館）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。





5年市長提出第67号議案

瀬戸市下品野地域交流センターに係る指定管理者の指定について  
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 施設の名称

瀬戸市下品野地域交流センター

2 指定管理者となる団体

瀬戸市品野町6丁目116番地

下品野地域力向上協議会

会長 淀昭康

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市下品野地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。



5 年市長提出第 6 8 号議案

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部改正について

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一  
部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例

第 1 条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条  
例（平成 2 0 年瀬戸市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 6 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 1 6 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(1)から(4)まで <省略>	(1)から(4)まで <省略>
3 <省略>	3 <省略>

第2条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>

## 附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和5年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は

、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(理由)

この案を提出するのは、令和5年8月7日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市議会の議員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。



5年市長提出第69号議案

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、 <u>「100分の125」とあるのは「100分の175」とし</u> 、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



(理 由)

この案を提出するのは、令和5年8月7日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、特別職の職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。



5年市長提出第70号議案

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部改正について

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4から6まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4から6まで &lt;省略&gt;</p>

<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで &lt;省略&gt;</p>
---	--

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200

員以外  
の職員

4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000

41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500	
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600	
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900	
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300	
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600	
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900	
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200	
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300		
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600		
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900		
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200		
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500		
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800		
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100		
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300		
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600		
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900		
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100		
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300		
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600		
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900		
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100		
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300		

78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						

115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 391,200	

第2条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の</u></p>



<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで &lt;省略&gt;</p>	<p><u>70</u>とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで &lt;省略&gt;</p>
---	--

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p style="text-align: center;">(給与の特例)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>380,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>427,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;"><u>477,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>539,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;"><u>615,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;"><u>718,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;"><u>839,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2から5まで &lt;省略&gt; (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>」とする。</p>	号給	給料月額	1	<u>380,000円</u>	2	<u>427,000円</u>	3	<u>477,000円</u>	4	<u>539,000円</u>	5	<u>615,000円</u>	6	<u>718,000円</u>	7	<u>839,000円</u>	<p style="text-align: center;">(給与の特例)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>376,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>422,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;"><u>472,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>533,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;"><u>608,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;"><u>710,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;"><u>830,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2から5まで &lt;省略&gt; (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	号給	給料月額	1	<u>376,000円</u>	2	<u>422,000円</u>	3	<u>472,000円</u>	4	<u>533,000円</u>	5	<u>608,000円</u>	6	<u>710,000円</u>	7	<u>830,000円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>380,000円</u>																																
2	<u>427,000円</u>																																
3	<u>477,000円</u>																																
4	<u>539,000円</u>																																
5	<u>615,000円</u>																																
6	<u>718,000円</u>																																
7	<u>839,000円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>376,000円</u>																																
2	<u>422,000円</u>																																
3	<u>472,000円</u>																																
4	<u>533,000円</u>																																
5	<u>608,000円</u>																																
6	<u>710,000円</u>																																
7	<u>830,000円</u>																																

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>」とする。</p>

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年12月27日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例(附則第4項において「改正後の給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 適用の日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の瀬戸市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（理由）

この案を提出するのは、令和5年8月7日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市職員の給料月額等を改定するに当たり、瀬戸市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

第1条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表（別表第1のみ）

新											旧										
別表第1（第4条関係）											別表第1（第4条関係）										
職員の区分	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級						
	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円					
定年	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100					
前年	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500					
再任	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000					
任用	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400					
用短	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300					
時	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600					
間	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700					
動	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900					
務	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900					
職	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000					
員	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100					
以	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200					
外	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900					
の	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700					
職	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700					
員	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700					
	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600					
	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400					
	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200					
	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900					
	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700					
	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200					
	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600					
	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100					
	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500					
	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800					
	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100					
	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300					

29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		

29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		

66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			

66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			

103					297,800	345,900																
104					298,100	346,300																
105					298,300	346,800																
106					298,600	347,200																
107					299,000	347,600																
108					299,300	348,000																
109					299,500	348,500																
110					299,900	348,900																
111					300,300	349,200																
112					300,600	349,500																
113					300,800	350,000																
114					301,000																	
115					301,300																	
116					301,700																	
117					301,900																	
118					302,100																	
119					302,400																	
120					302,700																	
121					303,100																	
122					303,300																	
123					303,600																	
124					303,900																	
125					304,200																	
											基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
											円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
											187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900				
											定年	前年	再任	用短	時間	勤務	職員					

103					298,800	346,900																
104					299,100	347,300																
105					299,300	347,800																
106					299,600	348,200																
107					300,000	348,600																
108					300,300	349,000																
109					300,500	349,500																
110					300,900	349,900																
111					301,300	350,200																
112					301,600	350,500																
113					301,800	351,000																
114					302,000																	
115					302,300																	
116					302,700																	
117					302,900																	
118					303,100																	
119					303,400																	
120					303,700																	
121					304,100																	
122					304,300																	
123					304,600																	
124					304,900																	
125					305,200																	
											基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
											円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
											188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200				
											定年	前年	再任	用短	時間	勤務	職員					



5年市長提出第71号議案

瀬戸市指定ごみ袋の買入れについて

本市は、次の内容により瀬戸市指定ごみ袋を買い入れるものとする。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 買入物件      | 瀬戸市指定ごみ袋  |
| 2 | 形状、種類及び枚数 | 低密度ポリエチレン製ごみ袋（手提げ型・ベロ付き・マチ有り）10枚1セット<br>燃えるごみ<br>45リットル 3,202,000枚<br>30リットル 1,603,500枚<br>20リットル 536,500枚<br>燃えないごみ<br>40リットル 104,500枚<br>20リットル 13,250枚 |
| 3 | 契約方法      | 一般競争入札  |
| 4 | 買入価額      | 41,687,387円   |
| 5 | 買入先       | 静岡県沼津市松長714番地の5<br>サーモ包装株式会社<br>代表取締役 河村匡哉  |

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市指定ごみ袋の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要がある

からである。

5年市長提出第72号議案

尾張東部衛生組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、尾張東部衛生組合規約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

尾張東部衛生組合規約の一部を変更する規約

尾張東部衛生組合規約（昭和39年4月27日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>(執行機関の組織)</p> <p>第9条 組合に<u>管理者1人及び副管理者3人</u>を置く。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(執行機関の選任)</p> <p>第10条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 副管理者は、<u>組合市の副市長をもって充てる。</u></p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>	<p>(執行機関の組織)</p> <p>第9条 組合に<u>管理者及び副管理者各1人</u>を置く。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(執行機関の選任)</p> <p>第10条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 副管理者は、<u>管理者が組合の議会の同意を得て、組合市の副市長のうちから選任する。</u></p> <p>3 <u>副管理者の任期は、その者の属する組合市の副市長の任期によるものとする。ただし、組合市の副市長の職を失ったときは、同時に組合の副管理者の職を失う。</u></p> <p>4 &lt;省略&gt;</p>

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、尾張東部衛生組合の副管理者に組合市の副市長を充てるため、尾張東部衛生組合同規約の一部を変更するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による協議をすることについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるため必要があるからである。

5年市長提出第73号議案

指定金融機関の指定について

本市は、次の内容により指定金融機関を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 指定金融機関

瀬戸信用金庫

2 指定期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

(理由)

この案を提出するのは、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。



5 年市長提出第 7 4 号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び  
瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川本 雅之

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び  
瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
(昭和 3 6 年瀬戸市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表 (第 2 条関係)				別表 (第 2 条関係)			
区分	支給単位	報酬の額		区分	支給単位	報酬の額	
<省略>				<省略>			
(19) <u>児童発達支援センター</u>	<省略>	<省略>	<省略>	(19) <u>福祉型児童発達支援センター</u>	<省略>	<省略>	<省略>
<u>一嘱託医</u>	<省略>	<省略>	<省略>	<u>嘱託医</u>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>				<省略>			
備考 <省略>				備考 <省略>			

(瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市児童発達支援センターに関する条例（平成29年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 児童発達支援センターは、<u>法第43条</u>に規定する<u>児童発達支援センター</u>としての機能を持つ。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 児童発達支援センターは、障害児等の健全育成及び福祉の増進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 保育所等訪問支援事業（<u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援をいう。）</p> <p>(3) 障害児相談支援事業（<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援をいう。）</p> <p>(4)から(9)まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 児童発達支援センターは、<u>法第43条第1号</u>に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>としての機能を持つ。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 児童発達支援センターは、障害児等の健全育成及び福祉の増進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 保育所等訪問支援事業（<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援をいう。）</p> <p>(3) 障害児相談支援事業（<u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援をいう。）</p> <p>(4)から(9)まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### (理 由)

この案を提出するのは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する



条例及び瀬戸市児童発達支援センターに関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。



5年市長提出第75号議案

瀬戸市新世紀工芸館に係る指定管理者の指定について  
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 施設の名称

瀬戸市新世紀工芸館

2 指定管理者となる団体

瀬戸市西茨町113番地の3

公益財団法人瀬戸市文化振興財団

理事長 川本雅之

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市新世紀工芸館の指定管理者を指定するに  
当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の  
規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。



5年市長提出第76号議案

瀬戸染付工芸館に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 施設の名称

瀬戸染付工芸館

2 指定管理者となる団体

瀬戸市西茨町113番地の3

公益財団法人瀬戸市文化振興財団

理事長 川本雅之

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸染付工芸館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。



5年市長提出第77号議案

瀬戸市スポーツ施設に係る指定管理者の指定について  
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 施設の名称

瀬戸市スポーツ施設

2 指定管理者となる団体

名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地

ハマダスポーツ企画株式会社

代表取締役 濱田英之

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市スポーツ施設の指定管理者を指定するに  
当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の  
規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。





5年市長提出第78号議案

瀬戸市空家等対策協議会条例及び瀬戸市空家等の適正管理に関する  
条例の一部改正について

瀬戸市空家等対策協議会条例及び瀬戸市空家等の適正管理に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市空家等対策協議会条例及び瀬戸市空家等の適正管理に関する  
条例の一部を改正する条例

(瀬戸市空家等対策協議会条例の一部改正)

第1条 瀬戸市空家等対策協議会条例(平成28年瀬戸市条例第23号)  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条に規定する空家等対策計画の実施等に関し協議をするため、瀬戸市空家等対策協議会を設置し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第6条に規定する空家等対策計画の実施等に関し協議をするため、瀬戸市空家等対策協議会を設置し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
(設置) 第2条 前条の目的を達成するため、法第8条第1項に規定する協議会として、瀬戸市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。	(設置) 第2条 前条の目的を達成するため、法第7条第1項に規定する協議会として、瀬戸市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(瀬戸市空家等の適正管理に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市空家等の適正管理に関する条例（令和元年瀬戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公表)</p> <p>第10条 市長は、<u>法第22条第3項</u>の措置命令を受けた者が正当な理由なく当該措置命令に従わないときは、公告その他市長が適当と認める方法により、次の各号に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(公表)</p> <p>第10条 市長は、<u>法第14条第3項</u>の措置命令を受けた者が正当な理由なく当該措置命令に従わないときは、公告その他市長が適当と認める方法により、次の各号に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (理 由)

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正に伴い、瀬戸市空家等対策協議会条例及び瀬戸市空家等の適正管理に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5年市長提出第79号議案

市道路線の認定について

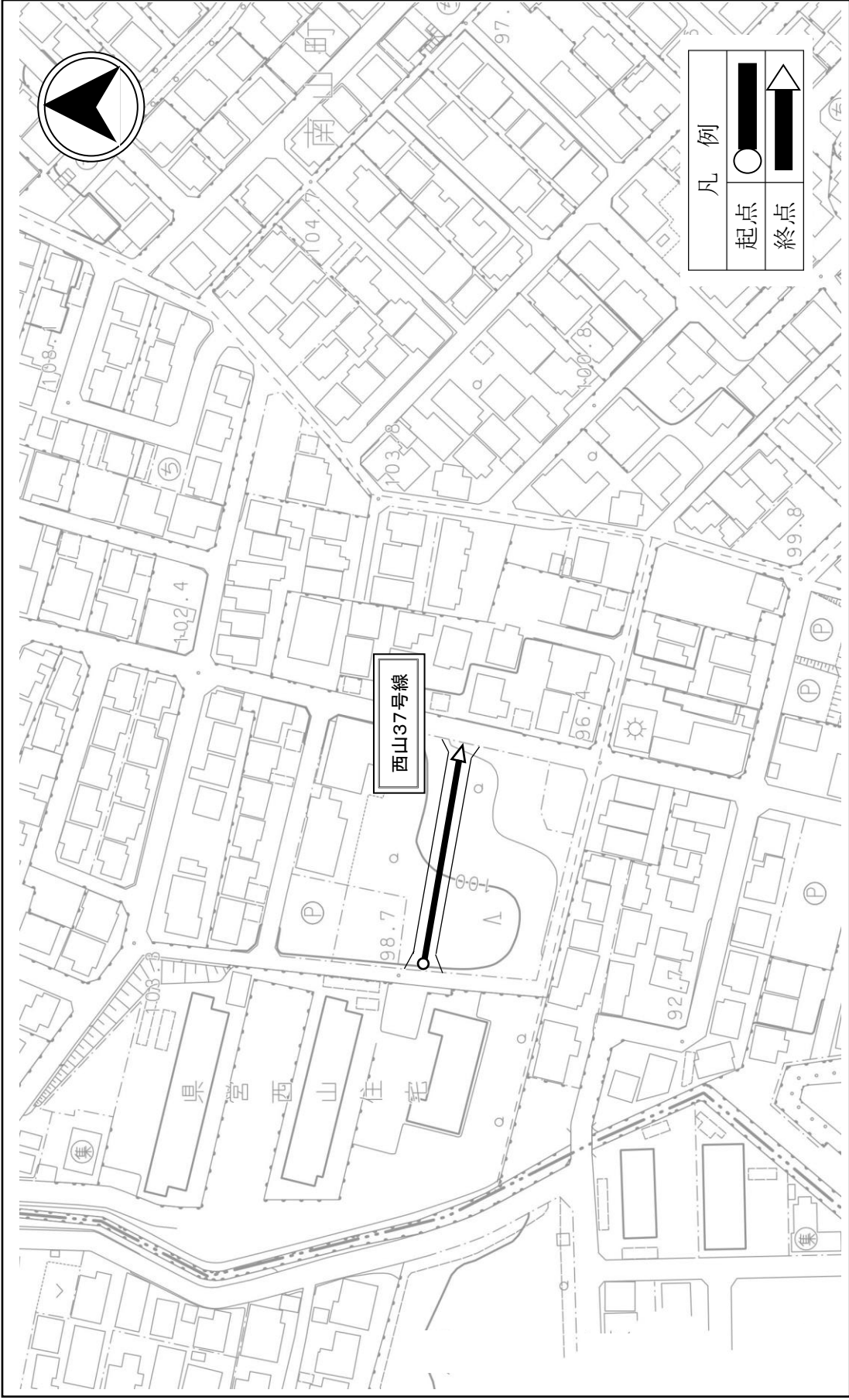
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

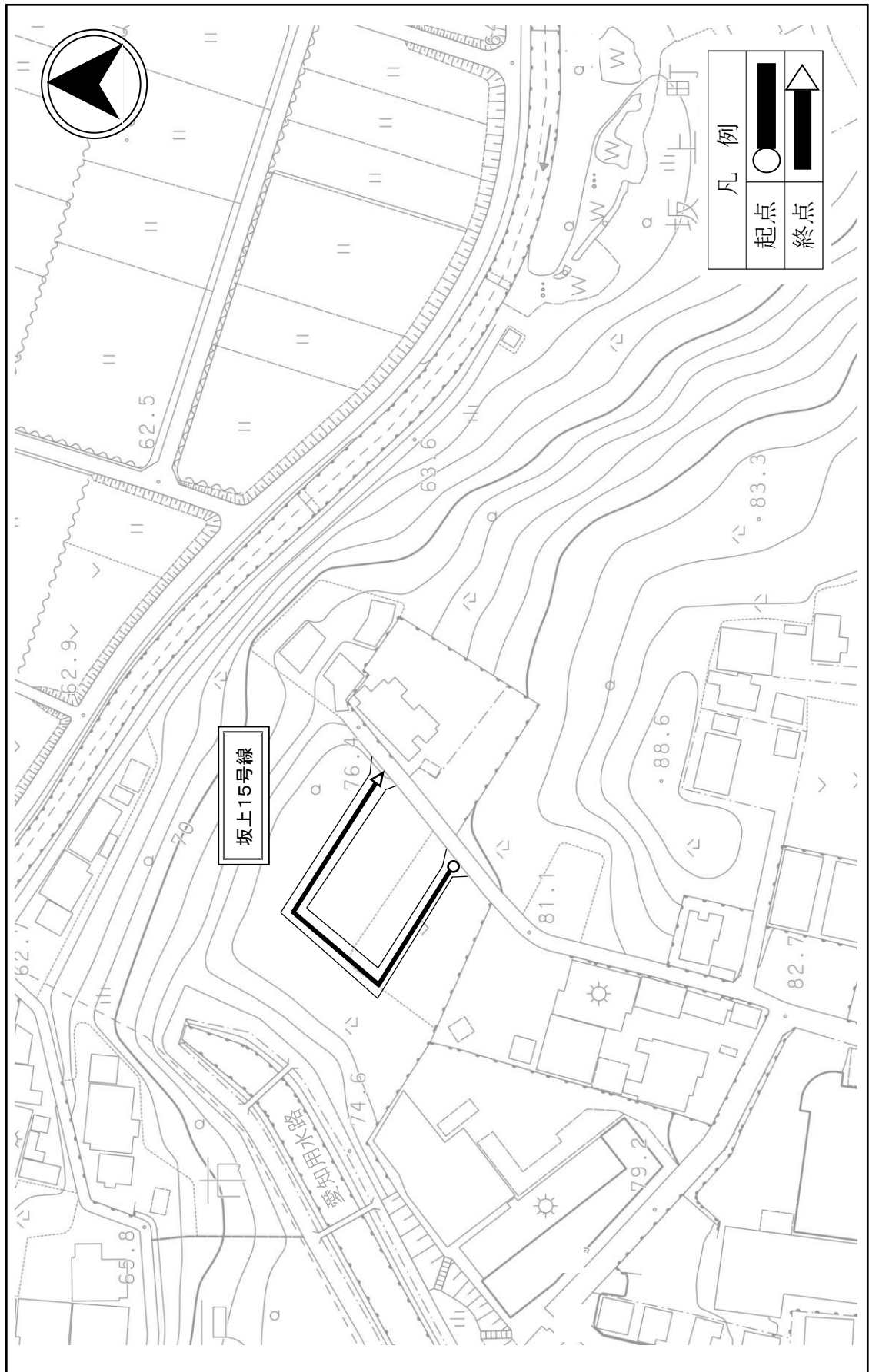
瀬戸市長 川本雅之

路線番号	路線名	起 点
		終 点
08280	西山37号線	西山町2丁目44番6地先
		西山町2丁目43番18地先
12575	坂上15号線	坂上町21番19地先
		坂上町21番16地先
12576	山口8号線	山口町260番1地先
		山口町260番6地先

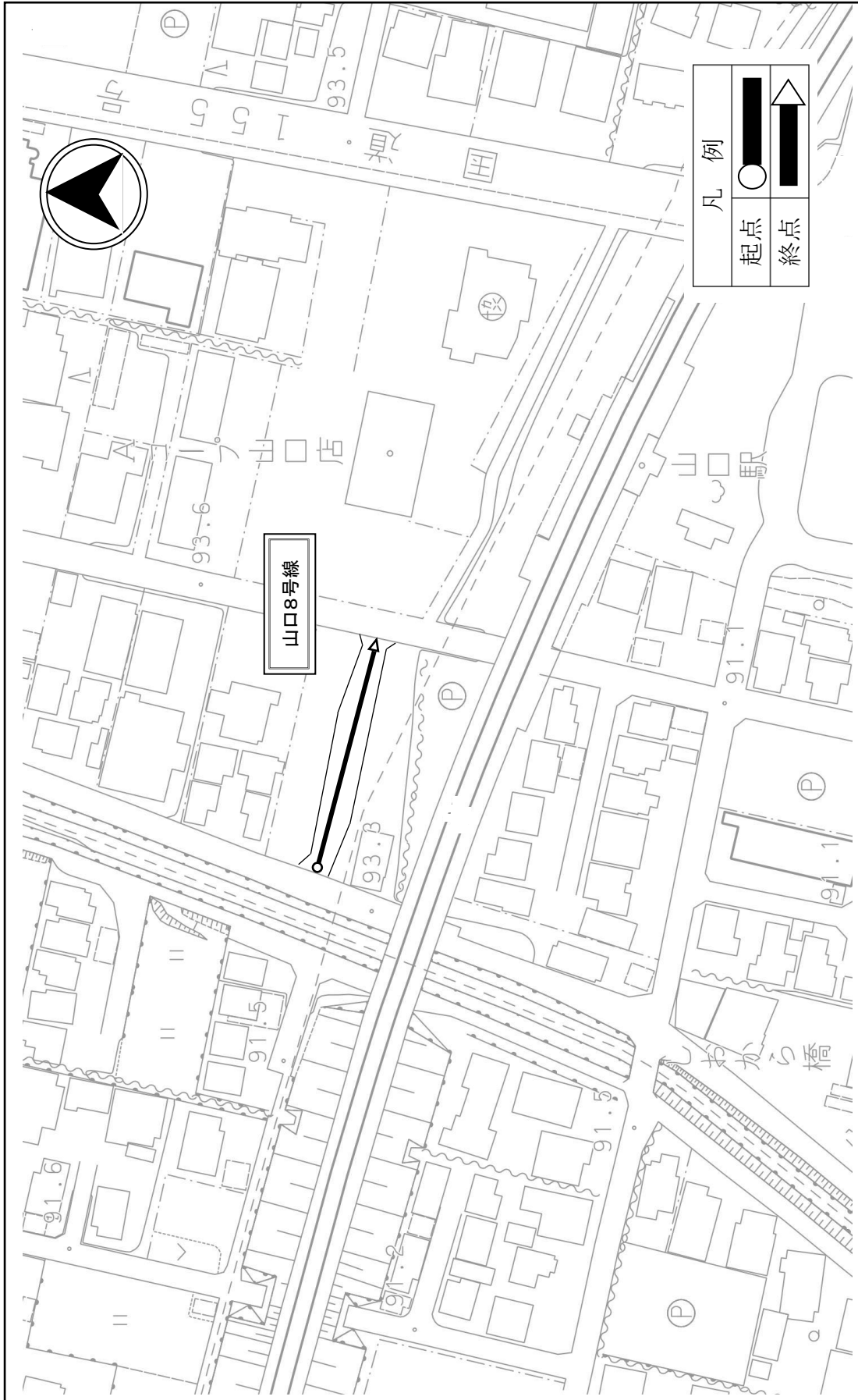
認定路線図



認定路線図



認定路線図



5年市長提出第80号議案

市道路線の変更について

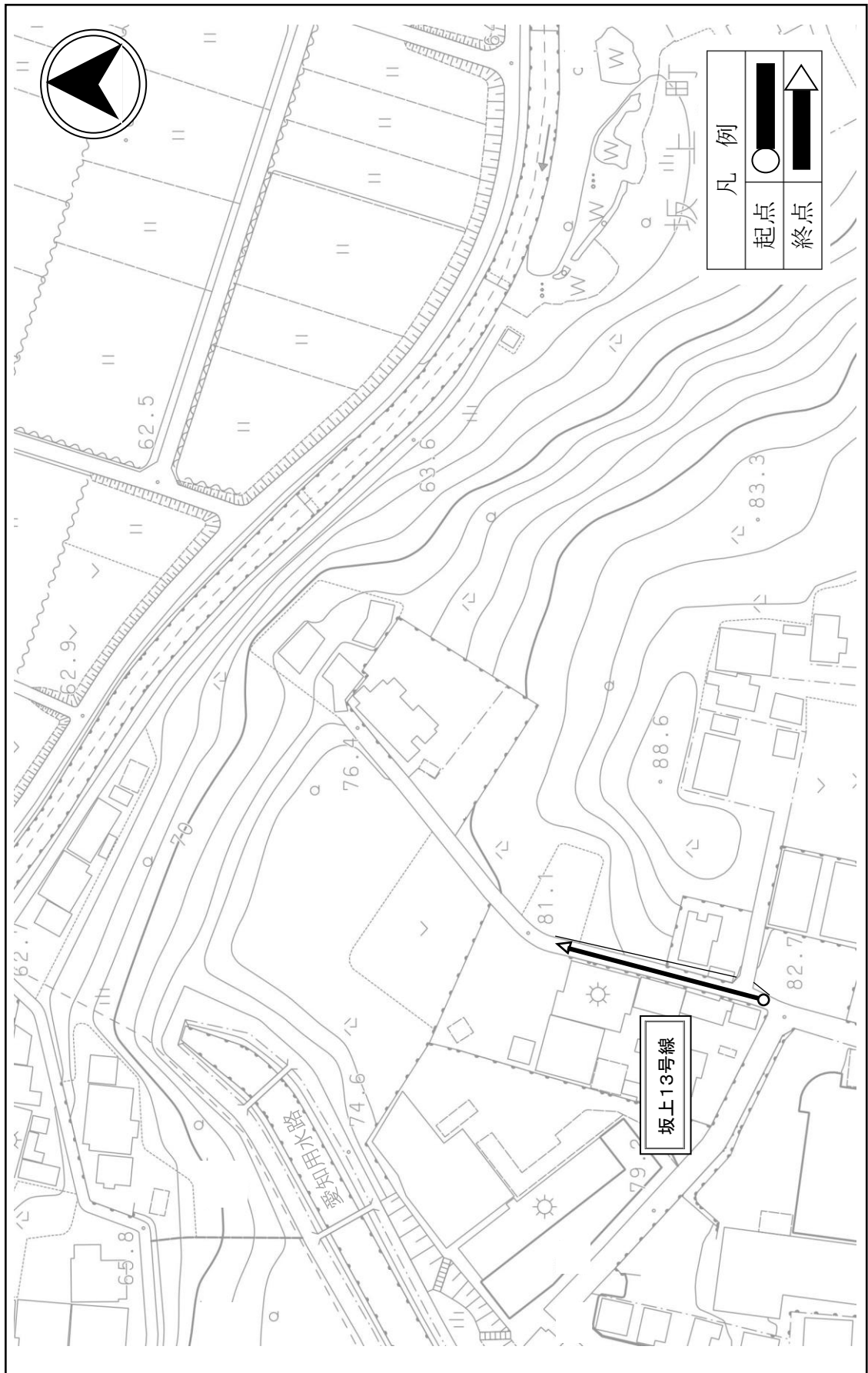
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

瀬戸市長 川本雅之

路線番号	路線名	起 点	
		終 点	
12571	坂上13号線	前	坂上町417番1地先
			坂上町384番1地先
		後	坂上町417番1地先
			坂上町38番地先

認定路線図 (変更前)





認定路線図 (変更後)

